生活衛生とちぎ

題字　加賀田 修一 氏

編集・発行
公益財団法人　栃木県生活衛生営業指導センター
〒320-0027
宇都宮市塙田1-3-5砂川ビル
TEL028(625)2660
栃木県保健福祉部生活衛生課
〒320-8501
宇都宮市塙田1-1-20　TEL028(623)3110

令和３年度定期総会を開催しました

栃木県生活衛生同業組合協議会は７月７日（火）、宇都宮市内のホテルニューイタヤにおいて福田富一知事、阿部寿一県議会議長、海老名英治保健福祉部長を来賓にお迎えし、令和３年度定期総会を開催しました。

まず、第１部「県協議会長表彰の部」においては、各協議会支部から推薦された生活衛生功労者12名、優良施設２施設、優良従業員３名に対し加賀田会長から会長表彰が授与され、また、長年に亘り協議会運営に功績のあった、前めん類業組合理事長の小林定雄氏、前中華料理組合理事長の佐藤邦行氏、前協議会事務局次長の荒井順子氏に会長感謝状が贈呈されました。続いて、来年10月に開催される「いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会」の成功を祈念し寄付金の贈呈を行い、加賀田会長から知事へ目録を贈呈しました。

最後に、生活衛生功労者表彰を受賞したクリーニング組合 野澤幸夫氏から受賞者代表あいさつがあり第１部を終了しました。

その後、第２部「定期総会」に移り、令和２年度事業報告、決算報告並びに令和３年度事業計画、予算案等について慎重審議を行った結果、満場一致で承認されました。また、荒川和芳氏（栃木市「こまどり樓」経営）が中華料理組合の新理事長に就任されたとの報告もありました。

【令和３年度協議会長表彰受賞者】　（敬称略）

表彰区分	氏　名	所属組合	支部名
生活衛生功労者表彰	野　澤　幸　夫	クリーニング業組合	宇都宮支部
	佐　藤　克　公	美容業組合	〃
	鈴　木　敬　子	〃	〃
	荒　井　好　和	めん類業組合	〃
	吉　羽　都　子	料理業組合	〃
	門　口　輝　子	美容業組合	鹿 沼 支 部
	三本松　キミ子	めん類業組合	〃
	大　津　茂　子	〃	〃
	長　　孝　夫	〃	〃
	麦　島　淳　子	美容業組合	大田原支部
	和　田　安　司	旅館ホテル組合	矢 板 支 部
	蛭　川　君　枝	美容業組合	足 利 支 部
優良施設表彰	理容　篠﨑	理容組合	芳 賀 支 部
	カットサロン　ワタナベ	〃	南那須支部
優良従業員表彰	星　野　拓　也	理容組合	宇都宮支部
	月　井　路　子	美容業組合	鹿 沼 支 部
	秋　山　登美子	〃	栃 木 支 部

【会長感謝状贈呈者】

前栃木県めん類業生活衛生同業組合理事長	小　林　定　雄
前栃木県中華料理生活衛生同業組合理事長	佐　藤　邦　行
前栃木県生活衛生同業組合協議会事務局次長	荒　井　順　子

新栃木県保健福祉部長

仲 山 信 之

公益財団法人栃木県生活衛生営業指導センター及び生活衛生関係営業者の皆様におかれましては、日頃から本県の生活衛生行政をはじめ、保健福祉行政の推進に多大なる御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、改めて申すまでもなく、生活衛生関係営業は、日常生活に必要不可欠なサービスを提供するという、県民生活の充実のためになくてはならない大切な役割を担っており、安全・安心なサービスの提供が第一に求められるところであります。皆様には、自主衛生管理の徹底など安全・安心の確保に努めていただくことはもちろん、生活文化の創造、環境保全への積極的対応といった社会的要請にも応えられ、さらには機動性と創造性を発揮し、本県経済の活性化をリードする一員として、魅力的な地域社会づくりに貢献されますことを大いに期待するものであります。

さて、本県における新型コロナウイルスの感染拡大につきましては、これまで経験したことのない状況にあり、現在、本県は３度目となる「緊急事態宣言」の適用を受けております。医療現場は、まさに災害レベルの状況にあり、改めて感染防止対策の徹底が求められております。このような中、事業者の皆様には、「新型コロナ感染防止対策取組宣言」や「会話する＝マスクする」運動の展開をはじめ、人流の抑制や飲食店等に対する休業・営業時間短縮などの要請に御協力いただき、深く感謝申し上げます。

県といたしましては、経営の健全化や衛生水準の維持・向上に向け、引き続き皆様と連携し、各種施策を展開して参りますので、加賀田理事長をはじめ、皆様方におかれましても、更なる御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策につきましてもより一層の徹底をお願いいたします。

結びに、公益財団法人栃木県生活衛生営業指導センター及び生活衛生関係営業者の皆様の益々の御発展と御活躍を心から御祈念申し上げまして、あいさつといたします。

新栃木県中華料理生活衛生同業組合理事長

荒 川 和 芳

令和３年度の通常総会に於いて、佐藤邦行前理事長の後任として８代目理事長に就任いたしました、荒川和芳です。

私は栃木市の出身でありまして、55年にわたり地元の皆様に愛される店を目指して参りました。これまでの経験を生かし、全力で職務に取り組んで参りたいと思いますのでどうぞよろしくお願い申し上げます。

飲食業界を取り巻く環境は、コロナ禍や景気回復の遅れ、後継者難、深刻な人手不足や人件費の高騰など、課題が山積する状況です。

しかし、現状を嘆いてばかりもいられません。組合員一丸となって積極的に知恵を出し合い、協力し、課題解決に努めていきましょう。

また組合としては、組合の活性化も課題の一つです。新規開業者に対しては組合のメリットを解り易く説明し、加入促進を図りたいと思います。

具体的には、資金の調達方法、経営指導、衛生指導などを丁寧に説明し、開業後には各地域の支部を紹介いたします。

更に「食品衛生協会」とも連携して組合員の加入促進を図りたいと思っています。私の今期の目標は組合員一人ひとりの意見や希望に耳を傾け、「組合に入ってよかった」「組合の一員で良かった。」と思えるような組合にしたいと思っています。

どうぞ皆様のお力添えをよろしくお願いいたします。

第１回協議会支部長・特相員部会長・事務局長等合同会議を開催

７月６日、ホテルニューイタヤにおいて、県生活衛生課の八木沢課長、馬渕副主幹及び茂木主査の御臨席のもと、協議会の支部長、経営特別相談員部会長、支部事務局長等による合同会議を開催しました。

会議では、支部事業の令和２年度の状況報告とともに令和３年度の事業計画等について確認した上で、八木沢課長から「２年度はコロナ禍で、中止や書面開催の事業が多かった。今後ワクチン接種が進めば、感染対策を徹底しながら、集合形式で懇談会を開催することも可能になると期待している。重要な意見交換や情報交換は集合形式でないと困難なので、各支部で創意工夫して、研修や懇談会の開催を計画して欲しい。」とのコメントをいただきました。

また、生衛業特別指導事業（指導カルテ）の２年度実績及び３年度計画について、薄井常務から説明した後、田辺専務から「巡回指導による顔の見えるやりとりが組合員をつなぐ上で重要であり、特相員さんのコメントが施策のヒントになることもあるので、各支部とも巡回指導を着実に実施して欲しい」との要請がありました。

衛生水準の確保・向上事業に関しては、生衛組合の活動事例として全国に紹介された料理業組合及びめん類業組合の取組を田辺専務から説明し、全国センターがまとめた事例集を各支部及び各組合に提供することとしました。

今年度も、各支部におかれては、経営講習会や消費者懇談会、特相員特別指導事業等の実施と、11月の生衛組合活動推進月間への御協力について、よろしくお願いいたします。

第１回生衛組合事務局長等会議を開催

７月28日、ニューみくらにて関係者16名の出席の下、「第１回生活衛生同業組合事務局長等会議」を開催しました。消費者懇談会や経営者講習会、後継者育成支援事業など令和３年度の各事業について事務局が説明を行いました。

加えて、経営特別相談員の方には、新型コロナウイルス感染症の影響により経営環境が厳しい状況だからこそ各生衛業の皆様の悩みなど生の声を聞き、相談に乗っていただきたい、その結果・成果を「指導カルテ」に記入して提出していただきたいとの特別指導事業についての説明が事務局からありました。

また、国や県の新型コロナウイルス感染症対策（雇用調整助成金や持続化給付金等）の相談・申請書類の作成指導及び経営改善支援を行うため、令和２年度に新たに「経営支援緊急対策事業」として緊急相談窓口を開設し、約50件の相談を受けましたが、令和３年度も引き続き実施していくとの説明が事務局からありました。なお、令和３年度は、業界動向や事務に精通している各生衛組合事務局の特相員が専門家に加えられました。

令和３年度も各種事業の円滑な実施と新たな課題に取り組むため、各組合の皆様のご支援・ご協力いただきたいと事務局から要請がありました。

経営特別相談員研修会（県央地区）を開催しました

令和３年度県央地区生活衛生営業経営特別指導員研修会は、７月20日宇都宮市内おいて54名の特相員の参加により開催されました。研修会要旨については次のとおりです。

なお、８月３日県南地区、８月10日県北地区はコロナの影響で書面開催となりました。

経営特別相談員制度の役割等について

当センターから、特相員制度の概要と本県独自の取組である「指導カルテによる巡回指導事業」について説明し、本年度巡回目標2,000件の達成をお願いしました。この巡回指導は組合員店舗を訪問し経営や衛生、融資等の指導・相談だけではなく、特相員と組合員とのコミュニケーションづくりのきっかけとなることも目的としていることをお伝えしました。

生活衛生改善貸付の推薦事務等について

日本政策金融公庫宇都宮支店の大柳融資第二課長から、生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付（衛経）やコロナ衛経の制度概要や推薦事務について、具体的に説明していただきました。

生衛業における収益力向上施策～SNSを上手に使いましょう～

栃木県よろず支援拠点の蓬田コーディネーターから、SNS活用の重要性とメリットについて講演がありました。『2020年総務省の調査結果では国民の約70％がSNSを利用しています。中高年層、高齢者でもここ数年でSNS利用率は急増しています。よく苦手だからという理由でSNS利用を躊躇するお店がありますが、これは“業務の一つ”と考えてください。費用をかけることなく自分の努力で集客に繋げる有効なアイテムですし、またユーザーとの繋がりを持つことで固定客の確保にも役立ちます。生衛業の皆さんもSNSをもっと上手に使って集客に繋げましょう。』（講演要旨）

コロナ禍をチャンスに～コロナ禍における消費者ニーズの変化とコロナ禍でもできるリピーター・ファン獲得術～「講師：㈱ぐるなび」

○消費者ニーズの把握

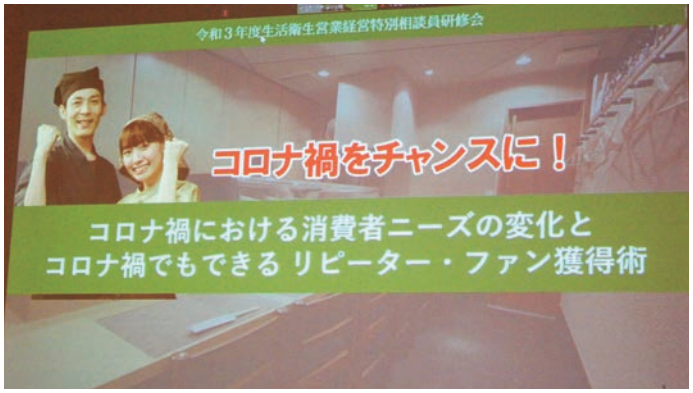

コロナ禍において飲食業界では客数、利益、売上ともに大きく減少している一方で、消費者ニーズの変化について2021年ネット予約データでは消費者の96％が外食意向を示し、早時間化、少人数化（４人以下が８割以上）等がニューノーマルとして注目されています。また、近場消費や家族との食事や飲み会等も利用増との結果でした。

○リピーター・ファンの獲得術

コロナ禍での「巣ごもり需要」を背景に消費者のテイクアウトやデリバリーの利用意向は約70％増加し、コロナ終息後もテイクアウト等の利用機会は増えるとのアンケート結果でした。また、テイクアウト等をきっかけに来店したいと思う消費者意向のダントツ１位は「料理が美味しかった。」であり、飲食店においては“プロの味”で「テイクアウト・デリバリーから店内飲食」に繋げるチャンスです。

○情報発信力の強化による集客について～効果を実感した情報発信TOP３～

１位：SNS（LINEやInstagram等）、２位：ハガキやＤＭ、３位：メルマガや電子メールでした、ぜひお店の参考にしてください。

生衛業の税制について

当センター顧問税理士　山形先生からインボイス制度など税制に係る最新情報を提供していただきました。

組合の魅力づくり活動をご紹介①

料理業組合「喫茶去塾」

栃木県料理業組合では、令和２年度から組合の魅力づくりの一環として、経営講習会『喫茶去塾』を定期開催しています。これはコロナ関連の複雑な公的支援制度、インボイス制度、デジタル化、HACCP衛生管理、お店でのコロナ感染防止対策、事業承継問題など、料理業界を取り巻く環境がめまぐるしく変わろうとしている中、組合員が時代に取り残されないよう、お客様から選ばれるお店づくりのお手伝いができればと思い、年４回、全組合員が集まる機会を捉え、会合と懇親会の間のティータイムを利用して30分程度のミニ講習会『喫茶去塾』を行っています。

加賀田修一理事長

喫茶去塾では難しいテーマも料理屋向けにかみ砕いて話してくれますし、その後の懇親会では講師と直接、個別相談ができるのも魅力です。「組合に入っていて良かった」との言葉をいただくなど反響は良好です。今後も、この取組は継続して行きたいと考えています。

また、将来的には、新たな組合の魅力づくりのため、県民の日イベント等で組合員の手作り弁当などを販売し組合のPR活動を行ったり、老人福祉施設での野点（のだて）ボランティア活動、子供食堂への協力活動などができればいいなと思っています。（料理業組合　加賀田理事長）

【喫茶去塾の実績】

Ｒ２．６．８	今後の飲食店における感染症予防の取組について	㈱ピュアリンクス
Ｒ２．７．27	０（ゼロ）円バリアフリーで得られるもの	NPOアクセンシブル・ラボ
Ｒ２．11．30	①知らないと差がつく公的資金・公的制度 ②衛生環境について	㈲ファンデック ㈱ラシック
Ｒ３．２．４	がんばろう外食！つなげよう未来！	㈱ぐるなび栃木営業所
Ｒ３．６．９	とちぎＳＤＧｓ推進企業登録制度について	栃木県産業政策課
Ｒ３．７．26	①インボイス制度について ②HACCPの考え方を取り入れた衛生管理FooF	宇都宮税務署 ㈱F-BRIDGE

組合の魅力づくり活動をご紹介②

めん類業組合の取組

栃木県めん類業組合では、長年、高校生を対象としたそば打ち体験型の後継者育成インターンシップ事業を行って参りました。平成28年からは宇都宮短期大学附属高校調理科を対象校に加え、そば店の魅力を伝えようと役員一同協力し進めてまいりました。

その後、平成30年には同校にそば打ちクラブ（通称：そば部）が発足し、めん組合から講師を派遣して週１回のペースでそば打ち指導を行っています。

この部活動の目的は、毎年８月に東京で開催される「全国高校生そば打ち選手権大会（通称：そば打ち甲子園）」への出場と上位入賞です。

三上先生から辞令を受ける
髙久理事長

このようなめん組合による献身的な努力の積み重ねが認められ、本年度、インターンシップに参加する役員全員に特別講師の辞令をいただくことができました。辞令交付式では、宇短附高校調理科の三上秀平先生からそば打ち体験を担当する役員に一人ずつ辞令が交付され、一同感激した次第です。

この取組は組合の魅力づくりや役員のモチベーションの向上に繋がるものと大いに期待しています。

また、めん組合では、組合の魅力づくりのため、後継者を対象とした技術研修会の開催や、組合員の交流の場として新年会や総会での懇親会、栃木県麺類協力会（21社）との情報交換会、ボランティア活動として福祉施設への慰問活動や小学生を対象とした「そばの花観察運動」、福利厚生事業として火災保険・食中毒賠償共済等の取次ぎ、また、コロナ関連の各種情報提供と助成金申請に係る専門家の紹介など、様々な活動を行っております。

経営特別相談員研修会

「コロナ禍をチャンスに！」

㈱ぐるなび大学　山　崎　啓　輔 氏

７月20日に開催した令和３年度県央地区生活衛生営業経営特別指導員研修会において、㈱ぐるなび大学山崎啓輔氏を講師に「コロナ禍でもできるリピーター･ファン獲得術」と題して、ぐるなびが持つ膨大なデータ分析結果に基づくリモートでのご講演をいただきましたので、その講演要旨を掲載いたします。

研修前半（コロナ禍における消費者ニーズの変化）

新型コロナウイルスの影響で消費者ニーズは大きく変化しました。その変化を紐解く際、鍵となるのが2020年秋に開始されたGo To Eatキャンペーンにおける消費者の動きです。なぜなら、コロナ禍で集客に大きな影響を受けた飲食店も、この期間は唯一、消費者が飲食店に流れ、売上が伸びていた時期だからです。

2020年11月にぐるなび会員を対象に実施した調査によると、コロナ禍における新たな外食のスタイルとして、「居住地寄り」「少人数」「早い時間から短時間での食事利用」がキーワードとして挙がってきました。

コロナ禍で飲食店が店舗運営を持続させ、収益を上げるために、消費者アンケートには様々なヒントが隠されています。本研修では、コロナ禍における消費者のニーズや動向の変化と、その変化に対応しながら集客に成功している飲食店の事例を紹介しました。

研修後半（コロナ禍でもできるリピーター・ファン獲得術）

新しい生活様式に変わり消費者のニーズが劇的に変化している中、イートイン以外にテイクアウトやデリバリーなど、外販事業に取り組み始めた外食企業も増えてきました。

コロナ禍でも売上を確保できていた飲食店がどのような取り組みを行っていたのか？また、コロナが収束に向かったとき、消費者の飲食店利用意向はどのように変化するのか？少し先の未来を見据えて、飲食店が「今」できること（テイクアウト提供時のコツ、SNS活用）を、事例も交え解説しました。

コロナ禍で増加するニーズ

【質問】飲食店が行っているテイクアウトやデリバリーサービスの利用意向

以前と比較したコロナ禍の利用機会

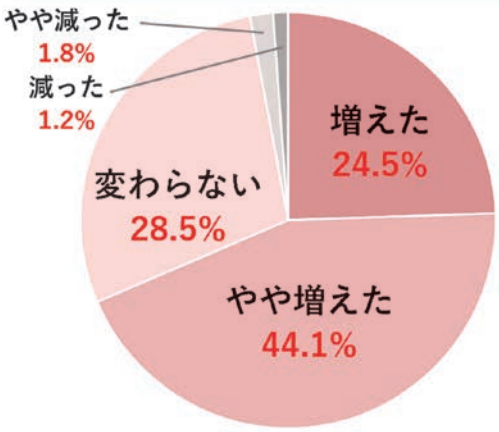

新型コロナウイルス収束後の利用頻度

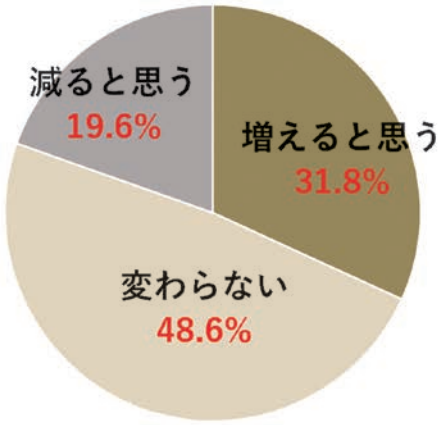

今後も外販の利用機会は増える見込み

データ出典：2021年2月ぐるなびユーザーアンケート(n=1,358)

ぐるなびからのご提案

レジの買い替えどきではありませんか。

クラウド型「POS＆オーダーエントリーシステム」

ぐるなび POS+ ポスタス

ぐるなびポスタスが選ばれる４つのワケ

詳しくは担当営業までお問い合わせください

〔お問合せ先：ぐるなびカスタマーサポートセンター0120-22-9672(平日10:00-18:00)〕

第１回標準営業約款審査委員会を開催

７月14日、栃木県美容業生活衛生同業組合会館において、栃木県中小企業団体中央会の益子専務理事を始めとする委員５名のほか、理容・美容・クリーニング・めん類・飲食の関係生衛組合理事長等の出席を得て、今年度第１回の標準営業約款審査委員会を開催しました。

会議では、益子委員を会長に再任した後、７月末に登録期限を迎える事業者の更新申請及び新規業者の登録申請について審議が行われ、申請案件は全て登録することが承認されました。

〔８月１日登録の状況〕

区　分	理容業	美容業	クリーニング業	めん類業	一般飲食業
更新登録	８件	18件	３件	１件	２件
新規登録	１件	１件	（なし）	（なし）	（なし）
登録総数	468件	190件	46件	24件	18件

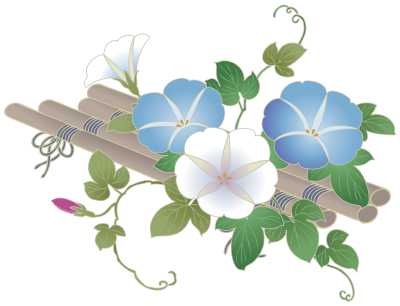

今回は、更新対象事業者の３割の方は更新を希望しませんでしたが、その主な理由として、高齢化に伴う廃業や組合脱退ばかりでなく、登録廃止の申出もありました。

また、登録総数も近年は減少傾向が続いており、会議出席者からは「お店でＳマークを見たことがないという人が多いので、店頭でのＰＲも必要」「組合役員は率先してＳマーク登録すべき」など、事態改善に向けての意見が出されました。

毎年11月の登録促進月間では、行政や団体が様々な媒体を使って普及啓発に取り組んでいるところですが、「Ｓマークの店舗を利用することは消費者の利益になる」という原点を訴え、更なる効果を上げるためには、今後、消費者の身近なところで直接働きかけるような工夫が必要なのかも知れません。

今年度は、来年１月末に登録期限を迎える事業者などを対象に、第２回審査委員会を開催する予定です。多くの事業者が更新登録又は新規登録を申請できるよう、関係組合においては、あらゆる機会を捉えて、組合員や消費者に対してＳマークの積極的なＰＲをお願いします。

指導センターからのお知らせ

新型コロナ経営支援緊急相談窓口の活用について

今年度は４月から申込みを受け付けていますが、７月末現在で、生衛業者15名の方々に中小企業診断士を派遣し、通算28回の相談指導を行ったとの報告を受けています。

〔実施状況〕

区分	主な内容	人数	回数
補助金関係	実績報告書の作成支援、新規申請･事業計画書の作成支援	9	18
経営関係	事業承継・再構築の指導助言、廃業に向けた相談指導	6	10
計		15	28

今夏の新型コロナ感染症の急拡大を受け、８月20日から９月12日まで、本県３度目の緊急事態宣言が発令され、生衛業界は飲食店を中心に益々厳しい対応を迫られています。

事業者の皆様の悩みは尽きないことと思いますが、時短要請など感染症対策に協力する一方で、国の補助金や自治体の協力金などの支援を確実に受け、コロナ後の経営再建を図るためにも、無料で専門家等の支援を受けることができる、この経営支援緊急相談窓口事業を御利用ください（所定の用紙に必要事項を記入し、組合を通じて指導センターに提出願います）。